

令和元年 10 月 21 日
茨城県防災・危機管理部
防災・危機管理課

令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害に係る被災者生活再建支援法の適用について【第 1 報】

このことについて、以下 4 市町の区域内において発生した令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害と認定いたしましたので、お知らせします。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)
水戸市 (みとし)	9 月 9 日	第 1 条第 2 号
常陸太田市 (ひたちおおたし)		
常陸大宮市 (ひたちおおみやし)		
久慈郡大子町 (くじぐんだいごまち)		

<参考>

1 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

2 支援金支給基準

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度	全 壊	解 体	大規模半壊
支給額（一世帯当たり）	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）
支給額（一世帯当たり）	200 万円	100 万円	50 万円